

|      |                                                   |
|------|---------------------------------------------------|
| タイトル | ミランドゥム・エト・ヴェヘメンテル(翻訳と解説) :<br>カンタベリ大司教トマス・ベケットの書翰 |
| 著者   | 苑田, 亜矢; 直江, 眞一                                    |
| 引用   | 北海学園大学法学研究, 42(2): 479-494                        |
| 発行日  | 2006-09-30                                        |

# ミランドウム・エト・ヴェヘメンテル（翻訳と解説）

——カンタベリ大司教トマス・ベケットの書翰——

苑 田 亜 矢  
直 江 眞 一

目次

はしがき

〔解説〕

一 写本

二 刊本

〔翻訳〕

はしがき

一一六六年六月二四日、イングランドの司教達はカンタベリ大司教トマス・ベケットを教皇に訴えた。<sup>(1)</sup>そしてこの上訴は、ロンドン司教ギルバート・フォリオットが「イングランドの全聖職者」の名の下で書いた「クエ・ヴェストロ・パテル（Que vestro pater）」書翰<sup>(2)</sup>によってトマスに通知された。

本稿で紹介する「ミランドウム・エト・ヴェヘメンテル (Mirandum et vehementer)」書翰は、その「クエ・ヴェストロ・パーテル」書翰より後の一一六六年七月初めに、トマスがギルバートに宛てて書いた返書である。しかし、この返書において引用されている一節は、「クエ・ヴェストロ・パーテル」書翰の原文には見あたらない。<sup>(3)</sup> そのため、この返書は、ギルバート自身によって書かれたものの今や失われてしまった別の書翰に対して書かれたものではないかとも考えられている。<sup>(4)</sup>

本稿は、イングランド中世国制史上重要な位置づけにある「ムルティプリケム・ノービース」書翰の具体的分析の前提となる準備作業の一つである。というのも、本稿で紹介する「ミランドウム・エト・ヴェヘメンテル」書翰は、これとほぼ同時期に書かれた「フラテルニターティス・ヴェストレ」書翰とともに、「ムルティプリケム・ノービース」書翰が書かれた原因であるとされてきたからである。

私達は、すでに「ムルティプリケム・ノービース」書翰と「フラテルニターティス・ヴェストレ」書翰の内容を紹介しており、<sup>(5)</sup> 本稿は、残された課題「ミランドウム・エト・ヴェヘメンテル」書翰に取り組んだ成果の一部である。

以下では、まず本書翰の伝来状況をみるために写本と刊本を確認し、その後で翻訳を行なう。

翻訳の部分は両筆者の共同作業であり、両名が責任を負う。解説の部分については苑田が執筆した。

なお、本稿において頻繁に使用する文献については、次のように略記する。

CTB: Duggan, A., *The Correspondence of Thomas Becket: Archbishop of Canterbury 1162-1170*, 2 vols., OMT, Oxford, 2000

Decretum: *Corpus Iuris Canonici*, Tom.I, *Decretum Magistri Gratiani*, hrsg. von Friedberg, E., Leipzig, 1879

GL: Brooke, Z.N., A. Morey and C.N.L. Brooke (eds.), *The Letters and Charters of Gilbert Foliot*, Cambridge, 1967

MB: Robertson, J.C. (ed.), *Materials for the History of Thomas Becket*, Rolls Series, vol.67, vols.I-VII, London, 1875-1885

また、聖書からの引用は日本聖書協会『新共同訳』の訳文により、直接の引用でない場合には当該箇所訳文を註に揭げておいた。

- (1) 上訴状については、*GL*, no.166, pp.219-222 (= *MB*, vol.V, no.204, pp.403-408)を参照。文献の略記については、「はしがき」末尾を参照。以下同じ。
- (2) *CTB*, no.93, pp.372-383 (= *MB*, vol.V, no.205, pp.408-413; *GL*, no.167, pp.222-225)。この書翰がギルバートによって書かれたという点については、*GL*, p.218 n.1, p.219 n.4を参照。

(3) 後掲、[翻訳]の註(8)を参照。

(4) *CTB*, p.426 n.1.

(5) 直江眞一・苑田亜矢「マルチプリケム・ノービース(翻訳と解説)——ロンドン司教ギルバート・フォリオットの一書翰——」『法政研究』第六六巻第三号、一九九九年、二三九―二八五頁(以下、直江・苑田「マルチプリケム・ノービース」と略記)、および苑田亜矢・直江眞一「フラテルニターティス・ヴェストレ(翻訳と解説)——カンタベリ大司教トマス・ベケットの書翰」『北海学園大学法学研究』第四〇巻第二号、二〇〇四年、一七七一―二九頁(以下、苑田・直江「フラテルニターティス・ヴェストレ」と略記)を参照。

## 【解説】

### 一 写本

トマスからギルバートへ宛てられた本書翰は、トマスの写

字室で作成されて、ギルバートのアーカイヴで保管されたと推測される。また、トマスのアーカイヴには草稿ないし控えが残されたとも考えられる。それゆえに、現存する本書翰は、トマスのアーカイヴかギルバートのアーカイヴに起源をもつと考えられる。以下で紹介する一一の写本は、<sup>(1)</sup>いずれかのアーカイヴに起源がある。

① 一一の写本のうち、一一七四年までにトマスの写字室で作成されたとされるトマス書翰集「 $\beta$ 型」(現存しない)に含まれていた「ミランドウム・エト・ヴェヘメンテル」書翰からのコピーを収めていると考えられるのが、V写本、R写本、L写本、B写本である。「」は写本の作成時期を示す。

(a) V写本 (no.13, fos.80v-81v) —— Latin MS 6024 (ヴァティカン図書館蔵) [一二七五～一二〇〇年]

(b) R写本 (no.3, fos.4-6) —— Royal MS 13.A.XIII (英国図書館蔵) [一二世紀末]

(c) L写本 (no.109, pp.130-134) —— MS 136 (リンベス宮殿図書館蔵) [一二世紀初]

(d) B写本 (no.101, fos.278-281v) —— MS Bodley 937 (ボリアン図書館蔵) [一二世紀末／一三世紀初]

ただし、「 $\beta$ 型」に含まれる「ミランドウム・エト・ヴェヘ

料 メンテル」書翰は——その表現(readings)が、多くの箇所、  
ギルバートの写字室で作成された二つの写本に含まれる当該  
書翰の表現と一致すること等から——ギルバートのアーカイ  
ヴに起源があるのではないかと考えられうる。<sup>(2)</sup> ギルバートの  
写字室で作成された二つの写本とは、C写本とD写本である。

- (e) C写本 (no.150, fos.53v-55) —— MS e Musaeo 249 (ボ  
ドリアン図書館蔵) [一二世紀後半／一二七〇年代後  
半]

- (f) D写本 (no.16, fos.57-59v) —— MS Douce 287 (ボド  
リアン図書館蔵) [一二七五～一二〇〇年]

また、次のA写本に含まれる「ミランドウム・エト・ヴェ  
ヘメンテル」書翰も、ギルバートのアーカイヴに起源がある  
ことが指摘されている。<sup>(3)</sup>

- (g) A写本 (no.81, fos.104v-107v) —— MS Bodley 509 (ボ  
ドリアン図書館蔵) [一二世紀末]

② 一方、次のRQ写本に含まれる「ミランドウム・エト・  
ヴェヘメンテル」書翰は、どちらかといえばトマスのアーカ  
イヴに起源があるのではないかとされている。<sup>(4)</sup>

- (h) RQ写本 (no.21, fos.32-35) —— MS Rawinson Q.f.8  
(ボドリアン図書館蔵) [一二世紀]

また、アラン・オヴ・テュークスベリの集成に含まれる「ミ  
ランドウム・エト・ヴェヘメンテル」書翰も、トマスのアー  
カイヴに保管されていた集成を参考にしたと考えられてい  
る。アランの集成の主たる写本は以下の三つである。

- (i) a写本 (no.i.124, fos.85-87v) —— MS Cotton Claudius  
B II (英国図書館蔵) [一二七〇年代末～一二八〇年代]  
(j) b写本 (no.i.108, fos.100-101v) —— Latin MS 1220  
(ヴァティカン図書館蔵) [一四世紀末]

- (k) c写本 (no.i.127, fos.45v-46v) —— MS 295 (ケンプ  
リッジ大学コーパス・クリスティ・カレッジ蔵) [一二  
世紀初]

(1) 以下で紹介する写本については、直江・苑田「マルチプ  
リケム・ノービース」二四八～二五〇頁、苑田・直江「フラ  
テルニターティス・ヴェストレ」一八五～一八七頁、および  
苑田亜矢「カンタベリ大司教トマス・ベケット関連書翰の収集  
と伝来」藤井美男・田北廣道編著『ヨーロッパ中世世界の動  
態像——史料と理論の対話——』(森本芳樹先生古稀記念論  
集)九州大学出版会、二〇〇四年(以下、苑田「収集と伝来」  
と略記)、一四二～一五六頁に、詳しい説明がある。

(2) 苑田「収集と伝来」一三七～一六三頁、参照。

- (c) A. Duggan, *Thomas Becket: A Textual History of his Letters*, Oxford, 1980 (ミッド・ダグガン著<sup>註</sup>), p.33.  
 (4) Duggan, p.41.

## 二 刊本

「ミランドウム・エト・ヴェヘメンテル」書翰の刊本は以下の通りである。<sup>(1)</sup>

- (a) リーパーズ版——Lupus, C. (ed.), *Epistolae et Vita Divi Thomae Martyris et Archiepiscopi Cantuariensis*, Brussels, 1682, no.108.  
 (b) シヤインズ版——Giles, J.A. (ed.), *Patres Ecclesiae Anglicanae*, 35 vols., 1843-48, *Epistolae Sancti Thomae Cantuariensis*, 2 vols., 1845, reprinted in J.P. Migne (ed.), *Patrologiae Cursus Completus Patrum Latinorum*, 190, Paris, 1893, cols.435-740, no.130.  
 (c) ロバーン版——Robertson, J.C. and L.B. Shepard (eds.), *Materials for the History of Thomas Becket*, Rolls Series, 67, 7 vols., London, 1875-85, vol. 5, no.224, pp.512-520.  
 (d) ダガン版——Duggan, A., *The Correspondence of*

*Thomas Becket: Archbishop of Canterbury 1162-1170*, OMT, Oxford, 2 vols., 2000, no.96, pp.426-441.

本稿において底本としたのは、ダガン版である。この最新版で本書翰に関して用いられている写本は、a 写本、b 写本、c 写本、A 写本、B 写本、C 写本、D 写本、L 写本、R 写本、V 写本である。

- (1) 以下で紹介する刊本については、直江・苑田「マルチタイプリケム・ノービス」二五〇—二五二頁、苑田・直江「フラテルニターティス・ヴェストレ」一八七—一八八頁、および苑田「収集と伝来」一四〇—一四二頁に、詳しい説明がある。

## 【翻訳】

神の恩寵によりカンタベリ教会の卑しき僕たるトマスが、ロンドン司教ギルバートに、かつて伝えたことを再び「伝えます」。そして、永遠のもの (bona eterna) を失わないために、この世のもの (bona temporalia) によって進んでいくことを〔従順します<sup>(1)</sup>〕。

聖なる書物を学び、とりわけ態度において信仰心を示すよ

料 うな分別のあるお人が、不遜にとは言わないまでもあからさまに、また神に対する畏敬を無視して、真実に対立し、正義に刃向かい、そして、あらゆる点で道理と不道理が混乱させられるべく、至高のお方が建てた聖なる教会の地位を崩壊させようとしているということは、ひどく驚きあきれるべきこと (mirandum et vehementer stupendum) であります。「陰

府の力もこれ〔教会〕に対抗できない」と語っているのは、真実です<sup>(2)</sup>。それ故に、それ〔教会〕に破滅をもたらそうとする者は、大きな山を綱で縛って壊そうとする者のように、健全な頭をもっていないと思われるのです。しかし、私は、憤慨させられて、私の友、私の仲間、そして私の同僚司教に対して、このような言葉を投げかけざるをえないほどに、怒りと憎悪によってかっとなつてしまったのでしょうか。あつてはならないことです。

しかし、私は、あなたの大助祭<sup>(3)</sup>を通じて受け取った私宛のあなたの書翰から、このようなことを読みとつたのです。何故なら、私は、イバラからブドウを、あるいはアザミからイチジクを手に入れることなどできなかったからです<sup>(4)</sup>。そのようなのかどうか明らかにするように、私達は、その書翰を前に置いて、その書翰の内容を白日の下に晒しましょう。書翰の

結末は、書き出し部分に照らし合わせるならば、サソリに似たものを形づくりまします。書き出し部分は、媚びて、私達の方によって来ますが、結末部分は、私達をひどく苦しめて、私達に過酷な沈黙を課することを企てているのです。何故なら、「あなた方が、」最初は、私に対する従順が義務づけられていることを認識し、従順と一体となった服従を誓約したのに、最後には、服従しなくてもよいように上訴に頼っているということは、それ以外の何ものでもないではありませんか。使徒(パウロ)は「わたしにとつて、『然り、然り』が同時に『否、否』となるのでしょうか」と述べています<sup>(5)</sup>。しかし、使徒の弟子にとつてそうであつてはなりません。弟子達は「蛇やさそりを踏みつける権威<sup>(6)</sup>」を主から必然的に授かりました。何故なら、エゼキエルは今日も「蠍の上に座らされて<sup>(7)</sup>」いるからです。

さらに、あなたはいかなる意味で「私達は上訴の救いへ避難した (ad appellationis remedium confugimus)」と述べたのかを、考えなさい。あなたは、自分がキリストの従者であるとして述べています。この言葉とは違っていることを、あなたは見出すべきでしょう。何故なら、キリストは、言葉によるだけでなく、この上なく明らかな模範によつてもまた、「死

に至るまで」自らの父に従順であることによつて、私達のあらゆる罪惡に対する効果的な、否最も効果的な救いとして、私達に従順をお勧めになったからです。しかるに、あなたは、どんな顔をして、従順の妨げとなるものを救いと呼ぶのでしょうか。それは、より正しくは、救い (remedium) ではなくて損害 (detrimentum) と呼ばれなければなりません。

また、あなたは、いかなる自信をもつて、そう考えているのですか。あなたは、あらゆる不従順に対して罰を加える職務や命令を受けている者を、従順でないことを擁護する者と見做すことを期待するのでしょうか。そのような者からそのようなことを期待し、そのような者をひどく侵害することは悪です。

あなたがすでに蒙った第一、第二の反発 (repulsio) は、このような企てからあなたを制することができました。何故なら、第一に、あなたの生の声が、第二に、説得するために書かれたあなたの書翰が、ペテロの代理人が、いかに確固として立っているか、いかに不変であるかということを知ったからです。あなたは彼〔ペテロの代理人〕を、懇願によつても、贈り物によつても、脅しによつても、そして約束によつても、動かすことはできませんでした。しかし、主の模範に倣つて、

第三の誘惑<sup>(9)</sup>から勝利を得るために、三度目が試みられるべきであります。

さらに、あなたは、圧力を利用できるようするために、その上訴にほぼ一年間という期限を設けました。さらに、あなたは、私達の追放にも、聖なる教会——それはキリストの花嫁であり、キリストは自らの血によつてそれを自らのものとしたのです——の苦難にも同情を示しませんでした。そして、以上のことをたとえ私が度外視したとしても、しかし、それらは度外視されるべきではありません。あなたは、自ら支持していると言う、私達の主君たる王のために配慮するべきでした。王は、私達に対して、あるいはキリストの教会に対して、あのように行動する限り、自らの魂の危険〔を蒙ること〕なしに、戦争に行くことも、平和裡に時を過ごすこともできないのであります。残り〔の問題〕に話題を転じなければなりません。

あなたは、私達の出国に際して、また私達の出国の後に、あることが乱された (turbata esse) と述べています。この混乱の張本人達と助言者達は、彼等もまた乱されないように恐れるべきです。あなたは、あたかも私の巡礼の善き始まりについてのごとくに、大きな称賛によつて私を誉めそやしてい

料

資

ます。そして確かに、評判を無視しないことは分別ある人のすることです。しかしまた、自らに関して自分以上にいかなる者をも信じないということは、賢明な人のすることです。私は、あたかも私達の主君である王に対して加えられた侵害について、罪を帰せられております。しかし、あなたは、いかなる侵害についても名を挙げて示しているわけではないので、私はどれについて答えなければならないのか分からないのであります。したがって、私は表面的に (superficialiter) 非難されているのでありますから、この点に関しては表面的に弁明します。しかし、私は如何なる罪も自覚しておらず、またその故に正当化されることもありませんから、次に述べることを差し当たり返事として受け取ってください。

あなたは、私達が王に対して発した脅しについて驚いています。<sup>(13)</sup> 息子が迷っているのを黙って見ている父がいるでしょう。息子が剣を蒙らないために、罰を加えない父がいるでしょう。父が脅しによっても鞭によっても息子を非難しないとしたら、父はその息子に絶望しているということですか。<sup>(14)</sup> しかし、私達の主君たる王が、非難に耐えられなくなって、背教の破滅へと陥ってしまうのではないかと、私達があなたと一緒にあって考えるようなことがありませんように。何故

なら、天にいらつしやる父が植え付けた植物は根絶されることがないからです。

この上なく荒れ狂う嵐が船を揺さぶっています。私は舵をとり、あなたは私を眠りへと誘っています。あなたは、私達の主君たる王が私達に与えた恩恵を、私達の目の前に積み上げ立てています。そしてあなたは、私が貧しい状態から高みへと〔王によつて〕引き上げられたことに言及しています。しかし、私が、自らの愚かさにおいて、しばしこれらのことについて答えるとして、あなたは、私がどれほど貧しい状態から〔引き上げられたのだ〕と考えているのでしょうか。もしも、あなたが、王が私を王の奉仕に任じた時のことを考えているのなら、<sup>(15)</sup> 当時私の名義で保有されていた、カンタベリ大助祭職、ベヴァリーの主席司祭職、非常に多くの教会、かなりの数の聖職禄、そしてその他の少なからざるものは、世俗的な事柄に属する財産 (que mundi sunt) に関する限り、あなたが言う程に私が貧しかったということを否定するものです。もしも、あなたが、私の家柄や私の祖先について言っているのであれば、確かに彼等はロンドンの市民でした。彼等は市民仲間との間で不満なく暮らしており、決して最低の状態ではありませんでした。

しかし、いつの日か、この世の闇が遠ざけられて、真実の光によって私達が判断されるように、中程度あるいはさらに最低の状態から生まれることと、この世で高く名誉ある状態から生まれることと、どちらがより栄光あるものでしょうか。「わたしたちは、体の中でほかよりも見苦しい部分をもっと見栄えよくしようと覆うのでしょうか」<sup>(16)</sup>と使徒が述べているではありませんか。異教徒の詩人は、「系図が何になるのだ？」<sup>(17)</sup>と言っています。キリスト教徒であり、司教であり、教養があり、信仰の厚い方が、何故にこのようなことを言わなければならぬのでしょうか。しかし、おそらくは、あなたは、私の貧しい出自の記憶によって私に恥の汚名を生じせしめ、父「たる私」が罪人に譲歩するほどに父を混乱させることを望んだのでありましょう。あなた自身が、父を敬うことについて受け取った主の命令に従って、理解するべきだったので<sup>(18)</sup>す。

実際、私達によつて称賛されるべき、王の好意に関しては、王の恩顧を想起するならば、それ程苦勞する必要はありませんでした。実際、私は、自分がこの世で王の好意と救済より何かを優先させることはないことについて神を証人とし、神と聖なる教会に属するものだけは別であります。何

故なら、そのような留保をつけないならば、王は幸福にあるいは平和裡に統治することはできないであろうからです。そうであるべきです。現にそうなのでありますから。私に対する王の恩顧ははるかに多くて、あなたの話が描いている以上に大きいものです。私は、これら全てのことのために、さらにはたとえこれらのことが百倍にされたとしても、神の教会の自由を危険にさらさなければならなかったのでしょうか。「いわんや」しばしば真理から迷うことのある私の名声を守るためにそうすべきだったのでしょうか。たとえば私が、その他のことにおいてむきにならなかつたとしても、このことにおいては、私は、あなたも、他の人々も、天使さえも——もしも天使が天から降りてきたらであります——容赦しません。<sup>(19)</sup>そうではなく、私がそのようなこと「教会を危険にさらすこと」を想起させる人の言うことを聞くやただちに、その者は私が次のように言うのを聞くことでしよう。すなわち、「サタン、引き下がれ。あなたは神のことを思っていない」<sup>(20)</sup>と。そのような愚が、私から遠ざけられますように。私が躊躇しながらもキリストの肉体と取引をするように幾分説得されるというような愚を、神が私から遠ざけてくれますように。その場合には、私は売り手であるユダに、そして私

料

の主君はキリストの買い手であるユダヤ人になぞらえられてしまうであります。<sup>(21)</sup>

資

さて、私の昇進について——それは、あなたが書いているところでは、私達の主君たる王の母が思いとどめ、王国が反対して、神の教会が可能な限り嘆き悲しんでいたにも拘わらず、行なわれたとされています——私はあなたに以下のように答えます。すなわち、私達が耳にしたのは、王国の反対ではなく、むしろ喝采である、と。実際、私達の主君の母の諫言は、もし存在していたとしても、公になるには至りませんでした。他方、その昇進を通常の習わしで切望していた他の教会人の誰かが、自ら望んでいた期待を裏切られたと感じたときに、悲嘆に暮れたということはあり得ました。そのような者達はおそらく、今日なお、自らの運命に対する復讐をすべく、現在の不和の張本人であり、助言者であります。しかし、つまずきをもたらす者は不幸であります。<sup>(22)</sup>しかし、今日知ることができるよう、神の御業 (dispensatio) は、上述の諸々の障害、さらに——もし何かあればですが——その他の障害を克服しました。それ故、私は、神御自身である正義 (que Ipsa est iusticia) によって、神をいかなる者よりも決して後置しないということを要求されるのです。神はその憐

れみによって、私をその地位〔カンタベリ大司教位〕につけたのであります。

さらに、主君たる王を正当化するためにあなたが提案したと思われるものは、軽々にあるいは議論なしに見過ごされるべきではないと判断されました。願わくば、王が正義と対立することなく、そして王に対する私達の争いが正当なものである度合いがもつと低ければよかったです。あなたは、現在王が償いをする用意ができており、また常にそうであったと述べています。<sup>(23)</sup>あなたは、このことを確信をもつて述べると、またこのことを公表すると、主張しています。それ故、しばらく立ち止まって、尋ねられたことに對して答えてください。

〔王は〕償いをする用意ができていとあなたが言う時、あなたはそれをいかなる意味で理解しているのでしょうか。神がその者達の父であり、裁判官であると述べるところの人々、すなわち、孤児達、寡婦達、みなし子達、無垢の人々、<sup>(24)</sup>そして、私達を混乱させているこの論争のことを全く知らない人々が追放されるのを目にしながら、あなたは沈黙しています。聖職者達が追放されているのを目にしながら、あなたは抗議していません。その他の人々が自分の財産を略奪さ

れ虐待されているのを目にしながら、あなたは反駁していません。私に仕える者達が鎖に繋がれ、拘束されているのを目にしなが、あなたは何も言いません。あなたの母であるカントベリー教会の財産が略奪されているのを目にしながら、あなたは抵抗していません。あなたの父である私が、自分の首に今にも振り下ろされようとしている剣をかううじて避けたのを目にしながら、あなたは悲しんでいません。むしろ、もつと悪いことに、あなたは、私を迫害している人々、神と神の教会を迫害している人々と共に、私に対して、しかも公然と、立ち向かうことを恥じていません。犯された悪を直さず、悪にもつと悪を日々付け加えることが償うことでありましようか。しかし、あなたはおそらくそれを反対に理解するのでしょうか。そのため、償うということが不敬な人々の意思に仕えることになるのでしょうか。「わたしの矢を血に酔わせ」<sup>(25)</sup>と「言われていること」にしたがつて。

しかし、あなたは私に対して「私の父よ、あなたが私を誤って訴えていることから、私が自らを直ちに解放するように。私は、自らの祭服の故に畏れるのです」<sup>(26)</sup>と述べています。我が息子よ、あなたが答えていることは、真実です。まさしく真実であります。それ故、あなたは剣を持っていないのです。

すなわち、王は——あたかもこのことが相応の償いであるかのように——自分の王国の判断に従う用意があるとあなたが書いていることについて言えば、神の計画(dispositio)「の妥当性」を敢えて判断しようとする者が、地上のどこに、さらには天上のどこににいるのでしょうか。人間の計画は判断されうるかもしれませんが、神の計画は完全に不動のものとしておかねければなりません<sup>(27)</sup>。我が兄弟よ、あなたが、神の教会の平和が維持されることについて、王の職務に委ねられていない事柄が望まれないようにすることについて、そして神の祭司達が尊敬されるべきことについて——王は、神の祭司が誰なのかではなく、それが誰の僕なのかに注意を向けるべきです<sup>(28)</sup>——神の意志を、あらゆる手段を講じて王に伝え、確信させるよう努力すれば、それは王にとつてより有益なことであり、あなたにとつてより安全なことでありましよう。

あなたは、私が、ソールズベリ司教とジョン・オヴ・オクスフォード——彼は、あなたが言うように聖堂参事会長なのではなく、聖堂参事会長職の篡奪者です——に対して審理なしの判決(prejudicium)を濫用したと誤って非難しています<sup>(29)</sup>。しかし、あなたは、確実で明白な事柄は、判決に進むということをお考えすべきだったのです。また、あなたは、自分

料

資

は動かされた(motum)と述べています。ウーカレゴン<sup>(30)</sup>は、「隣の壁が燃える時」<sup>(30)</sup>恐れおののくのではないでしょう。願わくば、あなたがよく立っていない場所から動いてよい状態になります(bene movearis)ように。

したがって、私の主君は、あなたが伝えれば、次のことを知り、そして理解するはずです。すなわち、人間のみならず天使の王国において支配するお方は、自らのもとに二つの権力、すなわち君公と祭司をたてた。一方は地上の権力、他方は霊的な権力である。一方は仕え、他方は支配する。神は一方に権力を与え、他方には敬意が示されることを望んだ<sup>(31)</sup>。しかして、一方ないし他方から、その権利を奪った者は、神の定めに背くことになるのです<sup>(32)</sup>。したがって、私達の主君は、あらゆる者の中でいと高きお方〔神〕が与えることを嫌がらない人々に与えることを嫌悪すべきではないのです。神はそのような人々を聖書においてしばしば諸々の神と呼んでいる(deos appellans)のです。

何故なら、神は次のように述べておられるからです。つまり、「わたしは言った。『あなたたちは神々なのか、皆、いと高き方の子らなのか』<sup>(33)</sup>と。またモーセに対しては、<sup>(34)</sup>「わたしは、あなたをファラオに対しては神の代わりとし<sup>(34)</sup>」と。

さらに「神をののしつてはならない<sup>(35)</sup>」と。これはすなわち、祭司をののしつてはならないということです。そして、モーセを通して語りながら、神は宣誓することになる者について、「彼を神の御もとに出しなさい<sup>(36)</sup>」と述べておられます。これはすなわち、祭司の前へ出しなさいということです。私達の主君は、自分の裁判官達を敢えて裁こうとしてはならないのです。何故なら、天国の鍵は、地上の権力ではなくて、祭司に委ねられているからです<sup>(37)</sup>。それ故、「祭司の唇は知識を守り、人々は彼の口から教えを求める。彼こそ万軍の主の使者である<sup>(38)</sup>」と書かれているのです。さらにパウロは、「わたしたちは天使たちを裁くのではないでしょう。まして、人を裁く事は言うまでもありません<sup>(39)</sup>」と述べています。

さらに、あなたが忠告することにより、私達の主君は、私達が教会史における皇帝コンスタンティヌスに関して知っていることが、記憶に値し、模倣に値するものであることを想起すべきです。すなわち、司教達に対する起訴が文書の形で皇帝コンスタンティヌスに示された時、彼は確かに起訴の書面を受け取り、起訴された者達を召喚し、彼等の面前でその書面に火をつけて、「あなた方は、真の神によって立てられた神々であります。行きなさい。そして、あなた方の間

であなた方の事件を解決しなさい。何故なら、私達人間が神々を裁くべきではないからです<sup>(40)</sup>」と述べました。おお、偉大な皇帝よ。おお、地上において賢明に統治する者よ。他人に属するものを我が物とすることなく、天における永遠の王国に値する者よ。

それ故、私達の主君たる王は、かくも賢明で恵まれたプリンケプス——地上においては、彼の称賛すべき記憶は祝福され、また天においては、彼の永遠かつ栄光ある命が保たれるのであります——を模倣するよう努めるべきです。さもなければ、『申命記』の中で、主が脅しとして「祭司あるいは裁判人を無視して、勝手にふるまう者があれば、その者を死刑に処し<sup>(41)</sup>」と言われたことを畏れるべきです。何故なら、彼はそのことのために召されたのであり、あなたが私に注意を促した地上の王国の平和と卓越さが天から彼に委ねられるのも、そのこと自体のためであります。さもなければ、たとえ王国が彼に従属させられ、諸民族が彼に屈服させられようと、<sup>(42)</sup>「王の勝利は兵の数によらず」であります。しかし、これまでのところは以上にとどめておきましょう。

さて、前述の諸々の書翰をあなたと共に書いた人々が、あなたへの〔私の〕返答を、自らへの返答であると知るように

してください。兄弟よ、その他の点では、私はあなたに以下のことを忠告し、お願いし、また頼むものです。それはすなわち、シスマが私達を分かつことなく、幻想が私達を覆うこともなく、主において私達の心も思いも一つであるということとをです<sup>(43)</sup>。そして、私達は、「真理のためには、命がけで戦え。主なる神も、お前に味方して戦ってください<sup>(44)</sup>」という人に耳を傾けなければなりません。私達は、かの厳格な裁判官を忘れないようにしなければなりません。その裁判官の座の前に立たされた私達を裁くことができるのは真実<sup>(45)</sup>であり、真実だけが私達をこの世のあらゆる権力に対する恐れと信から遠ざけてくれるのです。我が兄弟よ、主において健やかたらんことを。

(1) 三位一体の祝日のあとの第四日曜日(一一六六年七月一七日)の集祷文。

(2) 『マタイによる福音書』一六、一八、参照。

(3) ここで言及されているロンドン大助祭はニコラスであった(CTB, p.427 n.3)。彼は、一一六二年五月四日より前(おそらくは一一五八年八月より前)から一一八九年九月二九日頃までロンドン大助祭だった(John Le Neve, *Fasti Ecclesiae Anglicanae 1066-1300*, vols. I-V, compiled by D.E.

Greenway, London, 1968-91, vol.1, p.9)。

- (4) 『マタイによる福音書』七、一六「あなたがたは、その実で彼らを見分ける。茨からぶどうが、あざみからいちじくが採れるだろうか」、参照。

- (5) 『コリントの信徒への手紙』二、一七、参照。この一節は、一二世紀において広く用いられた。

- (6) 『ルカによる福音書』一〇、一九「蛇やさそりを踏みつけ、敵のあらゆる力に打ち勝つ権威を、わたしはあなたがたに授けた。だから、あなたがたに害を加えるものは何一つない」、参照。

- (7) 『エゼキエル書』二、六「人の子よ、あなたはあざみと茨に押しつけられ、蠍の上に座らされても、彼らを恐れてはならない。またその言葉を恐れてはならない」、参照。

- (8) 「クエ・ヴェストロ・パーテル」書翰では、「あなたに対して上訴の救済を置いた (remedium vobis appellationis opponimus)」となっている (CTB, no.93, p.380)。前述の「はしがき」も参照。

- (9) 『フィリピの信徒への手紙』二、八「へりくだって、死に至るまで、それも十字架の死に至るまで従順でした」、参照。

- (10) 「クエ・ヴェストロ・パーテル」書翰のことである。この書翰における説明「損害のおそれがないように主君たる教皇に對して以前あなた(トマス)を教会の前で口頭で (viva voce) 上訴した私達は、今や再び今度は主君たる教皇に書面で (scripto) 上訴をします」(CTB, no.93, p.380)を参照。

- (11) 少なくともA写本、B写本、L写本、R写本は *attemptatio* だが、*temptatio* (誘惑)の方が、『マタイによる福音書』四、一一〇には合致する。

- (12) 『マタイによる福音書』四、一一〇「さて、イエスは悪魔から誘惑を受けるため、『靈』に導かれて荒れ野に行かれた。そして四十日間、昼も夜も断食した後、空腹を覚えられた。すると、誘惑する者が来て、イエスに言った。『神の子なら、これらの石がパンになるように命じたらどうだ。』イエスはお答えになった。『人はパンだけで生きるものではない。神の口から出る一つ一つの言葉で生きる』、と書いてある。『次に、悪魔はイエスを聖なる都に連れて行き、神殿の屋根の端に立たせて、言った。『神の子なら、飛び降りたらどうだ。』《神があなたのために天使たちに命じると、あなたの足が石に打ち当たることのないように、天使たちは手であなたを支える》と書いてある。『イエスは、『あなたの神である主を試してはならない』とも書いてある』と言われた。更に、悪魔はイエスを非常に高い山に連れて行き、世のすべての国々とその繁栄ぶりを見せて、『もし、ひれ伏してわたしを拝むなら、これをみんな与えよう』と言った。すると、イエスは言われた。『退け、サタン。《あなたの神である主を拝み、ただ主に仕えよ》、と書いてある。』」、参照。

- (13) トマスの国王ヘンリ二世宛書翰「デシデリオ・デシデラーヴィ (Desiderio desideravi)」書翰 (CTB, no.74, pp.292-299 (=MB, vol.V, no.154, pp.278-282)) を指している。

- (14) 『箴言』一三、二四「鞭を控えるものは自分の子を憎む者。子を愛する人は熱心に諭しを与える」、『ヘブライ人への手紙』一二、七「あなたがたは、これを鍛錬として忍耐しなさい。神は、あなたがたを子として取り扱っておられます。いったい、父から鍛えられない子があるでしょうか」、参照。
- (15) 大法官に任じた時のことを指しているであろう。
- (16) 『コリントの信徒への手紙』一、一二、二三「わたしたちは、体の中でほかよりも恰好が悪いと思われる部分を覆って、もっと恰好よくしようとし、見苦しい部分をもっと見栄えよくしようします」、参照。
- (17) 藤井昇訳、ユウエナーリス『サトゥラエー——風刺詩——』中日出版(一九九五年)、八の巻(1)、「系図が何になるのだ? 長い血統によって、ポンティクスよ、尊敬されて…(中略) : 何の役に立つのだ? (Stemmata quid faciunt? quid prodest, Pontice, longo sanguine censei...)」参照。
- (18) 『シラ書』三、九—一〇「父の祝福は、子供たちの家を堅固なものとし、母の呪いは、子供たちの家の土台を覆す。父の名誉を傷つけてまで、自分の榮譽を求めるな。父の不名誉は、お前の榮譽とはならない」、参照。
- (19) 『ガラテヤの信徒への手紙』一、八「しかし、たとえわたしたち自身であれ、天使であれ、わたしたちがあなたがたに告げ知らせたものに反する福音を告げ知らせようとするならば、呪われるがよい」、参照。
- (20) 『マルコによる福音書』八、三三、参照。
- (21) ユダはキリストを銀貨三十枚で裏切った。これについては、『マタイによる福音書』二六、一四—一五、『マルコによる福音書』一四、一〇—一一、『ルカによる福音書』二二、三—六、参照。
- (22) 『ルカによる福音書』一七、一、参照。
- (23) 「王の償い」については、「クエ・ヴェストロ・パーテル」書翰にギルバートによる主張が確認できる(CTB, no.93, p. 378)。トマスによる「王の償い」への批判は、「フラテルニタティス・ヴェストレ」書翰にもある(苑田・直江「フラテルニタティス・ヴェストレ」二〇八頁: CTB, no.95, p.420)。
- (24) 『詩篇』六八、六「神は聖なる宮にいます。みなしこの父となり、やもめの訴えを取り上げてくださる」、参照。L写本では「orphanos」の後にpupilosが誤記されている。
- (25) 『申命記』三二、四二、参照。
- (26) 聖職者の祭服について言及されている。最初の大祭司(High Priest)アロンとその息子達の祝福された衣服については、『出エジプト記』二八、四—四〇、参照。『レビ記』六、三、と比較せよ。
- (27) デイオニシウス・エクスグウスに依拠していると思われる(CTB, p.436 n.25)。
- (28) Decretum, C.11 q.1 c.41.
- (29) ソールズベリ司教ジョスリンと参事会長職の問題については、「セブレ・プロベルビウム (Celebre proverbium)」書翰(CTB, no.76, pp.302-305)も参照。また、「審理なしの判

決」については、CTB, Appendix 2, p.1400' および苑田・直江「フラテルニターティス・ヴェストレ」二〇〇頁および二一七頁の註(78) (CTB, no.95, p.408 and p.409 n.67) を参照。

(30) 泉井久之助訳、ウエルギリウス「アエネーイス」第二巻、

三一二(『ウエルギリウス／ルクレティウス(世界古典文学全集二二)』筑摩書房、所収)、および、鈴木一郎訳、ホラティウス「書簡詩」一・一八・八四(鈴木一郎訳『ホラティウス全集』玉川大学出版部、所収)を参照。

(31) *Decretum*, D.96 c.9-10' 参照。

(32) 『ローマの信徒への手紙』一三、二「従って、権威に逆らう者は、神の定めに背くことになり、背く者は自分の身に裁きを招くでしょう」、参照。

(33) 『詩篇』八二一六、参照。

(34) 『出エジプト記』七、一、参照。

(35) 『出エジプト記』二二、二七、参照。

(36) 『出エジプト記』二二、八「牛、ろば、羊、あるいは衣服、その他すべての紛失物について言い争いが生じ、一方が、『それは自分の物です』と言うとき、両者の言い分は神の御もとに出され、神が有罪とした者が、隣人に二倍の償いをせねばならない」、参照。

(37) 『マタイによる福音書』一六、一九「わたしはあなたに天の国の鍵を授ける。あなたが地上でつなぐことは、天上でもつながれる。あなたが地上で解くことは、天上でも解かれる」、

参照。

(38) 『マラキ書』二、七、参照。

(39) 『コリントの信徒への手紙』一六、三「わたしたちが天使たちさえ裁く者だということを、知らないのですか。まして、日常の生活にかかわる事は言うまでもありません」、参照。

(40) *Decretum*, C.II q.1 c.41.

(41) 『申命記』一七、一二、参照。

(42) 『詩篇』三三、一六、参照。

(43) 『使徒言行録』四、三二「信じた人々の群れは心も思いも一つにし、一人として持ち物を自分のものだと言う者はなく、すべてを共有していた」、参照。

(44) 『シラ書』四、二八、参照。

(45) 『コリントの信徒への手紙』二五、一〇「なぜなら、わたしたちは皆、キリストの裁きの座の前に立ち、善であれ悪であれ、めいめい体を住みかとしていたときに行ったことに応じて、報いを受けねばならないからです」、『ローマの信徒への手紙』一四、一〇「それなのに、なぜあなたは、自分の兄弟を裁くのですか。また、なぜ兄弟を侮るのですか。わたしたちは皆、神の裁きの座の前に立つのです」、参照。

〈付記〉本稿の翻訳の一部および解説の一部は、平成一五〜一七年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(1)研究課題番号一五五三〇〇一二)による研究成果に基づくものである。